第3回 神奈川版ライドシェア検討会議 次第

<日 時> 令和6年2月1日(木) 15時00分から <場 所>県庁本庁舎3階 大会議場

- 1 開会
- 2 三浦市域における実証実験について
- 3 閉会

【配付資料】

・三浦市域における実証実験について

第3回 神奈川版ライドシェア検討会議 出席者

職名	氏			名
(三浦市)				
政策部長	木	村	靖	彦
(事業関係者)				
有限会社いづみタクシー 代表取締役	八	木	達	也
京急三崎タクシー株式会社 常務取締役	冏	部	正	浩
一般社団法人神奈川県タクシー協会 専務理事	三	上	弘	良
(国)				
国土交通省関東運輸局自動車交通部長	内	田	忠	宏
(神奈川県)				
政策局長	中	谷	知	樹
県土整備局長	佐	藤	亮	
政策局自治振興部長	田	邉	親	司
県土整備局都市部長	池	田	_	紀
国際文化観光局観光戦略担当課長	北	見	明	弘
産業労働局産業部ベンチャー支援担当課長	井	上	哲	也
産業労働局労働部雇用労政課長	髙	槗	正	樹
横須賀三浦地域県政総合センター企画調整部長	塚	本	裕	子
(事務局)				
政策局自治振興部地域政策課長	横	Ш		裕
県土整備局都市部交通企画課長	神	永	裕	_



資料

三浦市域における実証実験について



法制度の整理

道路運送法では、一般のドライバーが自家用車を利用して有償で旅客を運送することは認められていないが、道路運送法第78条では例外規定が示されている

神奈川版ライドシェアと現行法制度						
	神奈川版ライドシェア	道路運送法第78条2号 交通空白地有償運送	道路運送法第78条3号			
実施主体	タクシー会社 (実証実験時は三浦市)	市町村 NPO法人等	公共の福祉を確保するためのおを得ない			
対象地域	地域と時間帯限定	交通空白地	るためやむを得ない 場合 幼稚園などが、所有する 自家用バスを利用して、			
料金	タクシー料金と 同額程度	実費の範囲	園児等の送迎を有償で 行う場合 等			

Kanagawa Prefectural Government



法制度に係る県の動き

国への要望

・ 神奈川版ライドシェア実施に向け法制度を整理した結果、 課題となる次の3項目について県から国に要望。(令和5年12月13日)

(県が要望した3項目)

- 実施主体をタクシー会社とすること
- ・ 地域や時間帯によりタクシー不足が生じた場合に実施できること
- 上記の実施にあたり料金がタクシー料金と同額程度にできること



法制度に係る国の動き

県が要望した3項目すべてが反映

規制改革推進会議の中間答申(令和5年12月26日)						
	神奈川版ライドシェア	道路運送法第78条2号 交通空白地有償運送	道路運送法第78条3号			
実施主体	タクシー会社 (実証実験時は三浦市)	市町村 NPO法人等	タクシー会社			
地域•時間帯	地域と時間帯限定	交通空白地 (夜間など時間帯の (概念を取込み拡大)	地域·時期·時間帯 限定			
料金	タクシー料金と 同額程度	実費の範囲	タクシー料金と 同額			
anagawa Prefectural Governmen	ıt	実証実験の実施が可能	神奈川版ライドシェアの 実施が可能			



実証実験の実施について

これまでの議論

・ タクシー会社が実施主体となる神奈川版ライドシェアの本格実施には、 需要や運用面での課題の検証が必要



・ 三浦市を実施主体とした自家用有償旅客運送制度による実証実験を、 令和6年度に実施



令和6年度実証実験(案)

実証実験(案)と本格実施の比較					
	実証実験(案)	本格実施			
法制度	道路運送法第78条2号 (自家用有償旅客運送制度)	道路運送法第78条3号			
実施主体	三浦市	タクシー会社			
運行管理•整備管理	タクシー会社に委託	タクシー会社			
費用負担	県・市の負担	利用料金による独立採算			



令和6年度実証実験(案)

項目	内 容
出発地	三浦市内
時間帯	19時から25時
利用者	制限なし (専用アプリの登録が必要)
ドライバー	三浦市在住者及び在勤者 (20名程度を想定)
車両	ドライバー所有の自家用車
料金	タクシーと同額程度
実施期間	8か月程度 (早期実施を目指す)





令和6年度実証実験(案)

県・市の費用負担で下記の項目を実施

項目		内 容		
	運行管理 整備管理	タクシー会社が、運転前点呼等の運行管理や 日常点検等の整備管理を遠隔で実施		
デジタル技術を 活用した安全対策	車両設備	運行管理者がリアルタイムで状況確認を行える ドライブレコーダーや車内カメラなどを設置		
	アプリ	配車管理、乗車前に料金の確定~支払、 ドライバー評価等		
その供	保険	既存の自家用有償旅客運送制度保険に加入		
その他	効果検証	アプリによる配車実績に基づく、利用実績の把握 や本格実施に向けた継続性、改善策の検討等		



令和6年度実証実験(案)における役割

主体	役割
三浦市 【実証実験の主体】	 地域公共交通会議の開催 自家用有償旅客運送の登録 タクシー会社への委託(運行管理・整備管理等) 保険の加入 ドライバー募集
タクシー会社	 運行管理・整備管理 ドライブレコーダー、車内カメラの設置 アプリによる配車 ドライバー教育 事故時の現場対応・苦情対応
神奈川県	 神奈川版ライドシェア検討会議の開催 調査・調整(法制度・アプリ・保険・設備等) PR・効果検証

Kanagawa Prefectural Government



現在の検討状況

アプリの検討

(現状)

- ・ 東京ハイヤー・タクシー協会が2024年4月から神奈川版ライドシェアとほぼ同様 の「日本型ライドシェア」の開始を表明
- ・ アプリ事業者では「日本型ライドシェア」に対応したアプリの開発に着手

(県の動き)

- ・ アプリに求める機能(配車管理、事前料金確定等)の検討・仕様の整理
- ・ 実証実験に参画予定のタクシー会社が利用しているGO株式会社と調整
- ・ 他のアプリ事業者との調整も進めていく



現在の検討状況

保険の検討

(現状)

- ・ 実証実験は、既存の自家用有償旅客運送制度用保険で対応可能(3社程度)
- 保険の内容は対人・対物の補償が無制限で、掛金は稼働日数に応じて支払い

(県の動き)

- ・ 実証実験に向けては、各社の補償内容を比較検討
- ・ 本格実施に必要な保険は、保険会社の開発動向等を注視しながら検討



今後の進め方

	令和5年度	令和6年度				令和7年度	
	1~3月	4	~6月	7~9月	10~12月	1~3月	以降
神奈川県	実証実験に向けた準備			有償旅客運	_		、 ライドシェア 、 会議 /
三浦市	・地域公共交通会議・自家用有償旅客運送の登録・アプリに関する関係者との意			ミ証実験の実 ・一会社による			\ i公共 \ i会議 /
タクシー会社	・ドライバーの募集 など		運行管	管理や整備管	理	神奈川版	、 Eを踏まえた 、 ライドシェアの ♪ 各実施 /

Kanagawa Prefectural Government



今後の進め方

三浦市、神奈川県、タクシー会社による検討

(検討項目)

- ・ ドライバーの要件(年齢、運転歴、事故歴等)
- ・ 車両の要件(車種、定員、衝突軽減ブレーキの有無等)
- ・ 運行管理、整備管理の方法(遠隔点呼や車両点検の方法等)
- ・ ドライバー教育(認定講習に加えて、タクシー会社が実施する頻度・内容)
- ・ ドライバーの労務に関するルール作り(運行シフト、労働時間、報酬)
- 事故対応、苦情対応(代車の手配や連絡体制等)